

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広島市長 松井 一寛

市町村名 (市町村コード)	広島市 (34100)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧市 (牛田上、二葉、牛田中、牛田下、狐瓜木、惣田、山根、数甲、大上、出江、平原、落久保上、菰口、大上、上中、大原豊谷、森垣内、横見、中屋、矢田、宮ノ下、中島、上条、下条、寺条、後谷、大平、寺分上、寺分下、寺分東、新福、若宮、寺山、紙屋、上西、西ノ地、西ノ畑、下条、惣ノ谷、樋柴、山城、大藪、大原、丹那、似島、宇品下、金輪島、下山手、己斐4部、己斐5部、己斐6部、古江、田方、山田、三滝町、己斐1部、己斐2部、己斐3部、高須、草津、浜東、揚)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地域は、ほとんどが市街化区域と調整区域であり農地の多くが宅地等と混在し、小区画で不整形な農地であり生産性が高くはない。その中でも、消費者が多いという特徴を生かし少量多品目栽培を行い、直売所やインショップでの販売が行われている。また、伝統野菜である観音ネギや古江のイチジク、矢賀ウリなどの伝統野菜の栽培も行われており、市街化区域では、生産緑地制度を活用するなどして営農の継続や農地の保全が図られている。しかし、高齢化等による担い手不足や小区画で不整形な農地が多いことから、規模拡大により農地を集約する担い手がない、有害鳥獣による被害の増加などにより、今後、営農に利用されない農地が増える可能性が高いという課題がある。

【地域の基礎的データ】出典:農林業センサス(2020年)
総農家数:473戸 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合):123人(74.0%)
認定農業者数:2経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

直売所等への出荷が中心であることから、環境にやさしい栽培技術による栽培や、おいしさなどの特徴のある品目、品種といった消費者ニーズにマッチした商品の提供ができるように、技術力の向上や生産振興を図っていくことで所得の確保につなげていく。

また、公益財団法人広島市農林水産振興センターの実施する農業研修の修了者等を受入れ、新たな担い手を育成することで、農地の利活用をすすめる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
公益財団法人広島市農林水産振興センターの実施する農業研修の修了者等の新たな農業を担う者による農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し手と借り手の間で、農地の貸借意向の合意が見込まれる場合は、農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行う。また、該当地区の就農希望者に対して、農地中間管理機構の活用を促していくとともに、認定農業者等の担い手への農地集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
事業実施の予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
広島市や公益財団法人広島市農林水産振興センターやJA等の関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集・育成し、就農等の相談や農地の斡旋、地域への定着までを、一体的に取り組んでいく。
(5) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外の農作業委託の取組を、必要に応じて活用検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①本地域は、農地と宅地等が混在した地域であり、農作物被害だけではなく住民被害の危険性もあることから、鳥獣による被害地、出没地の情報共有を密に行い、防除対策と捕獲対策を行っていくとともに、各対策への住民の理解促進を行っていく必要がある。

⑤古江のイチジクの次世代への継承や、既存のブドウ農家の営農継続を支援するとともに、新たにブドウ栽培を始める担い手の支援を行うなど、消費者ニーズの高い果樹経営の維持や拡大を行うことで農地の利活用を進める。